

# 日本軍国主義の復活に反対する

(重要文献選集)

外文出版社

北京

# の復活に反対する

(重要文献選集)

中国人民外交学会編

外 文 出 版 社  
北 京

日本軍国主義の復活に反対する

中国人民外交学会編

---

1960年2月 初版発行

出版者 外 文 出 版 社

中 華 人 民 共 和 国

北京阜成門外百万莊

---

編号：（日）3050—302

# 日本軍國主義の復活に反対する

（重要文献選集）

中国人民外交学会編

外 文 出 版 社  
北 京



## 編集者のことば

米日軍事同盟条約の調印は、日本の軍国主義が復活したことと、日本が公然とアメリカの侵略的な軍事ブロックに加わつたことをしめしています。これは、アメリカ帝国主義と日本の反動派がぐるになつて、あらたな侵略と戦争を準備し、アジアと世界の平和をおびやかすところの極めて重大な事態の運びであつて、全アジアと世界各国の人民の警戒心をよびおこさずにはおきません。

中国人民は、一貫して日本軍国主義の復活にだんこ反対し、日本国民の平和、民主、独立、中立をめざす闘争を支持しています。このパンフレットには、中国の政府と人民が、日本軍国主義の復活反対に関して発表したおもな文献と評論をあつめてあります。アメリカ帝国主義と日本の反動派が極東で新しい侵略と戦争を画策しているその陰謀を粉碎することは、日本国民の任務であるばかりでなく、アジアと世界各国の人民の共通の任務でもあります。中国人民

は、日本国民、アジア諸国民、世界各国民とともに米日軍事同盟に反対し、アジアと世界の平和を守るために、ともに奮闘することをねがっています。

一九六〇年二月

## 目次

編集者のことば

中華人民共和国とソビエト社会主義

共和国連邦との友好同盟相互援助条約……………（一九五〇年二月一四日）…九

周恩来外交部長の米英対日講和条約草案および

サンフランシスコ会議にかんする声明……………（一九五一年八月一五日）…二

周恩来外交部長のアメリカの不法対日

単独講和条約発効宣言についての声明……………（一九五二年五月五日）…三

中華人民共和国政府とソビエト社会主義共和国

連邦政府の日本との関係についての共同宣言……………（一九五四年一〇月一二日）…三



## 周恩来総理の日本記者にたいする

中日関係についての談話（摘録）……………（一九五七年七月二五日）…三

中国人民は日本の潜在的な帝国主義にだんと反対する……………（一九五八年七月七日「人民日報」社説）…三  
暴露された日本軍国主義の本性……………（一九五八年一〇月一七日「人民日報」オプザーバーの評論）…四

## 中華人民共和国陳毅外交部長の

日米の「安全保障条約」改定についての声明……………（一九五八年十一月一九日）…五

## 平和、独立、民主こそ

日本国民の唯一の光明にみちた前途である……………（一九五八年十二月二〇日「人民日報」社説）…六

## 中国人民外交学会会長張奚若 日本社会党

訪中使節団団長浅沼稻次郎 共同コミュニケ……………（一九五九年三月一七日）…七

## 米日反動派をして日本を

戦争の道にひきずりこませるな……………（一九五九年四月一六日「人民日報」社説）…七

## 米日軍事同盟と核武装に反対する

日本国民の闘争の新たな高まり……………（一九五九年八月五日「人民日報」社説）…八

中国共産党、日本共産党 共同声明 …………… (一九五九年一〇月二〇日) ……九五

米日軍事同盟反対、極東の平和擁護は

中日両国民の共同の任務である …………… (一九五九年一〇月二二日「人民日報」社説) ……二三

中国人民保衛世界和平委員会など七団体と

国慶節祝賀訪中日本代表団の共同声明 (摘録) …………… (一九五九年一〇月二一日) ……二五

日本は軍国主義復活の道に引きずりこまれている …… (一九五九年一月二七日「人民日報」社説) ……二〇

日米反動派は積極的に日本軍国主義を復活させている …… (一九五九年一月二七日新華社記者評論) ……二五

日米両国の軍事同盟条約調印に関する

中華人民共和國外交部の声明 …………… (一九六〇年一月一四日) ……二五

日米軍事同盟にだんこ反対する …………… (一九六〇年一月一五日「人民日報」社説) ……二五

日米軍事同盟反対首都各界市民大会の決議 …………… (一九六〇年一月二三日) ……二六

日米軍事同盟反対首都各界市民大会における郭沫若氏の演説 …………… (一九六〇年一月二三日) ……二六

米日反動派の新しい戦争と侵略の陰謀を粉碎せよ …… (一九六〇年一月二四日「人民日報」社説) ……二七

付

|                              |       |              |       |       |
|------------------------------|-------|--------------|-------|-------|
| 中・米・英三国の日本降伏勧告のためのポツダム宣言（摘録） | …………… | （一九四五年七月二六日） | …………… | 二八七   |
| 降伏後の日本にたいする基本政策              | …………… | ……………        | …………… | …………… |
| 日本の軍需工業破棄にかんする政策決定（摘録）       | …………… | ……………        | …………… | …………… |
| 日本の軍事活動の禁止と日本の軍事設備の処理にかんする   | …………… | ……………        | …………… | …………… |
| 政策決定（摘録）                     | …………… | ……………        | …………… | …………… |
| ……………一九四八年二月一二日極東委員会採択、      | …………… | ……………        | …………… | …………… |
| 一九四八年三月二三日新聞に発表              | …………… | ……………        | …………… | …………… |
| ……………                        | …………… | ……………        | …………… | …………… |

\*

\*

\*

|                                  |                   |    |
|----------------------------------|-------------------|----|
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約…………… | （一九六〇年一月一九日）…………… | 二三 |
|----------------------------------|-------------------|----|

# 中華人民共和國とソビエト社会主義

## 共和国連邦との友好同盟相互援助条約

(一九五〇年二月一四日)

中華人民共和國中央人民政府とソビエト社会主義共和国連邦最高ソビエト幹部会は、中華人民共和國とソビエト社会主義共和国連邦との間の友好と協力を強化し、ともに日本帝國主義の復活および日本、あるいは、いかなる形式にせよ侵略行為の上で日本と結びつく他のいかなる國家の新たな侵略をも防止する決心をもち、國際連合組織の目標と原則にもとづき、極東と世界の恒久平和と全般的安全をかためることを切に願ひ、かつ、中華人民共和國とソビエト社会主義共和国連邦との間の親善國交と友好をかためることが、中ソ兩國人民の根本利益に合致することを深く信じ、この目的のために、本条約を締結することを決定し、それぞれつぎの全權

代表を派遣した。

中華人民共和国中央人民政府は中国政務院総理兼外交部長周恩来を特派し、ソビエト社会主義共和国連邦最高ソビエト幹部会はソ連外相アンドレイ・ヤヌアリエビイチ・ビシンスキーを特派した。

両全権代表は互に全権証書を照合し、良好妥当と認めた後つぎの各条に同意した。

第一条 締約国の双方は共同で一切の必要な措置をとることに力をつくすことを保証し、それによつて日本あるいは直接、間接に侵略行為の上で日本と結託するその他のいかなる国家の新たな侵略と平和の破壊をも制止することを期す。いつたん締約国のいずれかの一方が日本あるいは日本と同盟する国の侵略、襲撃をうけ、それによつて戦争状態になつた場合は、締約国の他の一方は直ちに全力をつくして軍事その他の援助を与える。

双方はまた、誠実なる協力的精神をもつて、世界の平和と安全を確保することを目的とするすべての国際活動に参加する用意があり、さらにこの目的の急速な実現のために十分にその力をつくすことを宣言する。

第二条 締約国の双方は相互の同意の上になつて第二次世界戦争の時の他の連合国とともにできるだけ短期間内に共同で対日講和の締結をかちとることを保証する。

第三条 締約国の双方はすべて、締約国の一方に反対するいかなる同盟をも締結せず、また締約国の一方に反対するいかなる集団、およびいかなる行動あるいは措置にも参加しない。

第四条 締約国の双方は平和と全般的な安全をかためる利益にもとづき、中ソ両国の共同利益に關する一切の重大な国際問題について、すべて相互に協議を行う。

第五条 締約国の双方は友好協力の精神をもつて、また平等、互惠、国家主権と領土保全の相互尊重、および締約国の一方の内政にたいする不干渉の原則にもとづき、中ソ両国間の経済と文化關係を發展させ、これをかため、互に一切の可能な経済援助を与え、さらに必要な経済協力を進めることを保証する。

第六条 この条約は双方の批准後直ちに効力を生じ、批准書は北京で交換する。

この条約の有効期間は三〇年とする。満期一年前に締約国のいずれかの一方が条約破棄の意向を表明しないならば五年間延長し、かつこの方法に従つて順次延長される。

一九五〇年二月一四日モスクワで締結する。合計二部、二部とも中国語、ロシア語で記し、両国語の条文はともに同等の効力をもつ。

中華人民共和国中央人民政府全権代表 周 恩 来  
ソビエト社会主義共和国連邦最高ソビエト幹部会全権代表 ア・ヤ・ビイシンスキー

## 周恩来外交部長の米英対日講和条約草案および

### サンフランシスコ會議にかんする声明

(一九五一年八月一五日)

一九五一年七月一二日、アメリカ合衆国政府と連合王国政府は、ワシントンとロンドンにおいて、同時に、対日講和条約草案を公表した。アメリカ合衆国政府はまた同年七月二〇日、サンフランシスコ會議召集の通知を出し、対日単独講和条約締結の準備をすすめた。このことについて、中華人民共和国中央人民政府はわたくしに権限をあたえてつぎの声明を出す必要があるものと認めた。

中華人民共和国中央人民政府は、米英両国政府の提出した対日講和条約草案が国際協定を破壊するところの、基本的にうけいれることのできない草案であり、九月四日、アメリカ政府に

よつてむりやりに召集される、公然と中華人民共和国を除外したサンフランシスコ會議もまた國際的義務にそむくところの、基本的に承認することのできない會議であると認める。

米英の対日講和条約草案は、その準備の手續きからいつても、その内容からいつても、ともに、あきらかに、一九四二年一月一日の連合国共同宣言、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言および同協定、ならびに一九四七年六月一九日、極東委員会によつて採択された降伏後の日本にたいする基本政策などの重要な國際諸協定をいちじるしくふみにじつたものであり、しかも、これらの協定はみな米英兩國政府が参加し、署名したものである。連合国共同宣言は単独に講和してはならないことを規定しており、ポツダム協定は、「講和条約の準備活動」は敵国降伏文書の署名に加わつた国々によつておこなわれることを規定している。同時に、中華人民共和国中央人民政府は、武力によつて対日作戰に参加したすべての国々がみな対日講和条約制定の準備活動に参加することを主張するソ連政府の提案に完全に同意したのであつた。だが、アメリカ政府は、ながいあいだ、ポツダム協定の原則を実施することを拒絶して、対日講和条約の準備活動をひきのばしてきたすえ、こともあろうに現在提出されているこの対日講和条約草案の準備活動をアメリカ一國だけで一手にひきうけ、日本と戦つた大多数の國家、ことに中国といふ主として日本と戦つた國家を講和条約の準備活動から除外したのである。そのうえ、



アメリカ一国だけで中華人民共和国を除外した講和会議をむりやりに召集し、日本にたいする単独講和条約を調印しようとするのである。アメリカ政府のこの国際協定に違反した行動はイギリス政府の支持をえて、あきらかに、日本が日本と戦争状態にあつたすべての国家と全面的な、真の講和条約を締結することを破壊しつつあるし、また日本および日本と戦つた一部の国家にたいし、アメリカ政府自身にのみ有利で、米日両国をふくむ各国の国民に不利な単独講和をうけいれるよう強制しているのであり、實際上、これは新しい戦争を準備するための条約であつて、けつして真の平和条約ではない。

中華人民共和国中央人民政府のこの断定については、米英の対日講和条約草案の基本的内容から論駁できない証拠をあげることができる。

まず第一に、米英の対日講和条約草案はアメリカ政府とこれに追隨する国々が単独で対日講和をおこなうことにより生みだされたものであり、したがつて、この講和条約草案は中ソ両国政府がしばしばおこなつた声明にある対日講和条約の主要な目標についての意見を無視しているばかりでなく、でたらめにも、中華人民共和国を対日作戦参加国から公然と除外しているのである。第一次世界戦争後の、日本帝国主義の中国にたいする武力侵略は一九三一年にはじまり、一九三七年にはさらに全中国にたいする侵略戦争がおこされ、一九四一年にいたつてはじ